

広告掲載者募集要項

茨木市社会福祉協議会では、次のとおり、市の広告媒体に広告を掲載する事業者等を募集します。

1. 広告媒体の概要

①名称：茨木市社会福祉協議会ホームページ

②担当課：総務課

2. 掲載広告について

①掲載位置：茨木市社会福祉協議会ホームページトップページの本会が指定した位置

※ホームページの全ページをSSL化済み

②規格等：(1) 縦 75 ピクセル

(2) 横 225 ピクセル

(3) 10KB 以内

(4) GIF 形式の静止画 (GIF アニメーション可)

※「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 3 部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない。

※アニメーション等で変化をつける場合は、5秒以内でなければならない。
また、1秒間に3回以上のせん光・点滅はさせてはならない。

③枠数：最大 20 枠 ※残枠数による。

④広告掲載料：(1) 6 か月 45,000 円(税込)

(2) 12 か月 60,000 円(税込)

※賛助・組織構成会員は、上記の金額より 2 割り引くものとする

⑤広告掲載の範囲：茨木市社会福祉協議会広告事業実施要綱第 3 各号及び茨木市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取り扱い運用基準に抵触する広告は掲載できない

3. 申込について

①対象：広告掲載を希望する事業者のほか、広告代理店からの申込も受け付けます。

②申込方法：次の提出書類に必要事項を記入のうえ、下記の申込先に提出

・申込書 (様式第 1 号)

・広告データ

③申込期間：随時 (掲載希望月 10 日前までに)

4. その他

①広告掲載者の決定方法：市で審査を行い、広告掲載を決定します

②広告データの提出方法：広告掲載を希望する事業者は、広告データ (出力見本を添えて) を電子データで提出。問題等があれば修正等を求めることがある

③広告データの提出期限：掲載希望開始月の前月 5 日まで

④広告掲載料の納付：掲載料は一括納付。本会から送付する納入通知書で別途指定する期日までに納付

⑤広告主の責務：掲載した広告に関する一切の責任は、広告主が負う。また、広告掲載後に広告主または広告内容に問題が生じ、再作成が必要となった場合は、広告主の責任及び負担において解決していただく